

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年11月26日（金） 号外第102号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例 鳥取県産業成長応援条例の一部を改正する条例（41）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 3

———公布された条例のあらまし———

◇鳥取県産業成長応援条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

中小企業等経営強化法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 定義について定めた規定中引用する中小企業等経営強化法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

条 例

鳥取県産業成長応援条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第41号

鳥取県産業成長応援条例の一部を改正する条例

鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 対象事業 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）<u>第2条第9項</u>に規定する経営革新のために資金を支出する事業又は工場若しくは事業所その他の施設若しくは設備（以下「工場等」という。）の新設若しくは増設その他営利の目的をもって資金を支出する事業のうち、知事が別に定める事業をいう。</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(10) 認定経営力向上計画 中小企業等経営強化法<u>第17条第1項</u>に規定する経営力向上計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 承認経営革新計画 中小企業等経営強化法<u>第14条第1項</u>に規定する経営革新計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 対象事業 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）<u>第2条第7項</u>に規定する経営革新のために資金を支出する事業又は工場若しくは事業所その他の施設若しくは設備（以下「工場等」という。）の新設若しくは増設その他営利の目的をもって資金を支出する事業のうち、知事が別に定める事業をいう。</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(10) 認定経営力向上計画 中小企業等経営強化法<u>第13条第1項</u>に規定する経営力向上計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 承認経営革新計画 中小企業等経営強化法<u>第8条第1項</u>に規定する経営革新計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。